

明日香村における生活環境及び 産業基盤の整備等に関する計画

平成12年9月

奈良県

[平成12年9月28日奈良県知事作成]

目 次

計画作成の意義	-----	1
1 計画作成の経緯	-----	1
2 計画作成の必要性	-----	1
計画の性格等	-----	3
1 計画の性格	-----	3
2 計画の対象区域	-----	3
3 計画の期間	-----	3
村の概況	-----	3
1 位置及び地勢	-----	3
2 人 口	-----	4
3 土地利用	-----	5
土地利用形態	-----	5
土地利用規制	-----	5
4 文化財	-----	5
整備計画	-----	7
1 整備計画の基本理念	-----	7
2 整備計画の基本的方向	-----	7
3 整備内容	-----	9
(1) 歴史的風土の創造的活用の視点に立った施策の推進	-----	9
歴史文化施設等の整備	-----	9
周遊・観光に資する道路整備	-----	10
景観の創出等	-----	10
ア 集落景観の創出	-----	10
イ 景観阻害要因の改善	-----	11
ウ 河川環境整備	-----	11

(2) 農林業の振興のための農林業基盤整備等の充実	-----	11
農 業	-----	11
林 業	-----	13
(3) 農商工にわたる総合的な施策の展開	-----	13
(4) 生活環境の整備の推進	-----	14
生活基盤の整備	-----	14
ア 道路の整備	-----	14
イ 河川の整備	-----	14
ウ 下水道等の整備	-----	14
エ 住環境の整備	-----	15
オ 都市公園の整備	-----	15
カ 消防施設等の整備	-----	15
厚生施設の整備等	-----	16
ア 福祉施策の推進	-----	16
イ 保健衛生施設の整備	-----	16
教育施設の整備	-----	16
ア 学校教育施設の整備	-----	16
イ 社会教育施設の整備	-----	17
(5) 遺跡調査等の推進	-----	17
計画達成のための留意事項	-----	18
計画達成のための推進体制	-----	18

計画作成の意義

1 計画作成の経緯

奈良県高市郡明日香村は、我が国の本格的な国家体制の始まりともいえる律令国家が形成された時代における政治・文化の中心的地域であり、村内全域にわたり存在する遺跡等数多くの歴史的文化的遺産がその周囲の自然的・人文的環境と一体をなし、千数百年を経た今日も万葉集にうたわれた風土が当時をしのばせる状態で保存されているという、他に類例を見ない貴重な歴史的風土を形成している。

この貴重な歴史的風土が良好な状態で維持されてきたのは、村の基幹的な産業が農林業であったことに加え、村民が郷土に対する愛着や自然を愛する心をもって、種々の制約を甘受しながら、これを理解し協力してきた大きな成果である。

この国民共有の財産である明日香村の歴史的風土を良好な状態で保存し、後世に伝えていくことは、国家的見地から見て極めて重要な意義を有する課題であることから、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年法律第60号。以下「明日香村特別措置法」という。）が定められ、各種の施策が講ぜられることとなった。

明日香村特別措置法では、住民生活がこれらの環境の中で営まれており、その向上発展が種々の面で制約を受けていることから、歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るための計画を作成し、住民生活の安定及び農林業等産業の振興を図ることとしている。そのため、昭和55年度以降、奈良県が明日香村の意見を聴いて、第1次明日香村整備計画〔昭和55年度～平成元年度〕（以下「第1次計画」という。）及び第2次明日香村整備計画〔平成2年度～平成11年度〕（以下「第2次計画」という。）を作成し、それに基づき各種施設の整備が進められてきたところである。

2 計画作成の必要性

第1次計画に引き続く第2次計画は、平成11年度末をもってその計画期間が終了し、全体事業費ベースでは概ね順調な事業の進捗が図れた。

しかし、計画事業の中には、用地買収をはじめとする事業執行上の種々の個別事由や、バブル経済崩壊後の我が国全体の長引く不況の影響等による厳しい明日香村の財政状況の下、住民生活の安定向上に直結する事業を優先的に実施したこと等から、未着手や進捗の遅れている事業もある。

一方、明日香村特別措置法制定後、20年が経過するなかで、総人口の減少、高齢化の進行等による地域活力の減退、担い手不足等による農林業の衰退、耕作放棄地の増大等明日香村を取りまく社会情勢等の変化の中で新たな課題も浮上してきている。

したがって、明日香村の将来像を見通し、その実現を着実に図り、住民が健康で豊かな生活を生き生きと営むことができるよう、引き続き、総合的な計画に基づいて計画的・効率的に事業を推進することが必要であり、歴史的風土の保存と住民生活との調和のとれた整備を図るべき基本的方向を明らかにしながら、新たな明日香村整備計画を策定する必要がある。

計画の性格等

1 計画の性格

この計画は、明日香村特別措置法第4条第1項の規定により内閣総理大臣から示された「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」に基づき作成するものであり、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等について、長期的かつ総合的な視点からとらえ、今後進めるべき施策の大綱を示すものである。

2 計画の対象区域

奈良県高市郡明日香村の全域とする。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成12年度から平成21年度までの10年間とする。

ただし、事業の種類によっては、この期間を超えるものがある。

村の概況

1 位置及び地勢

明日香村は、昭和31年7月、高市郡阪合村、高市村及び飛鳥村の3村が合併して誕生した総面積約24Km²の村であり、奈良盆地の東南部に位置し、大阪市から約40km、奈良市から約25kmの圏域にある。

村の北西から北は、畝傍山、耳成山、香久山の大和三山が連なる橿原市に、東は多武峯山系により桜井市と吉野郡吉野町に、南及び西は高取山系により高市郡高取町に接している。

地形上は、奈良盆地の南端の平地と竜門山地の一部からなっており、標高は平地部で90m前後であり、山地部では600m前後に達している。

水系は、大和川水系に属し、飛鳥川、高取川流域で大部分が占められている。

2 人口

昭和55年以降平成2年まで国勢調査の対比で微増傾向にあった明日香村の総人口は、平成7年国勢調査では減少に転じ、平成12年4月1日現在の住民基本台帳人口でもその傾向が続いている。

- ・昭和55年～60年国勢調査対比 122人増加（1.7%）
- ・昭和60年～平成2年国勢調査対比 254人増加（3.6%）
- ・平成2年～平成7年国勢調査対比 237人減少（3.2%）
- ・平成7年国勢調査～平成12年住基対比 68人減少（1.0%）

年齢別人口をみると、65歳以上人口は年々増加し、その総人口に占める割合は、昭和55年が13.3%、以降増加の一途をたどり、平成7年には全国平均を5.7ポイント上回る20.2%に達している。

また、平均世帯人員は昭和55年の4.16人から平成7年の3.90人へと減少しており、高齢化の進展とともに核家族化が進んでいる。

区 分	世 帯 数	人 口	
		うち 65歳以上	
昭和55年	1,678 世帯	6,987 人	930 人
昭和60年	1,714	7,109	1,068
平成2年	1,804	7,363	1,246
平成7年	1,825	7,126	1,436
平成12年	2,067	7,058	1,643

（注）平成12年の数値（4月1日現在の住民基本台帳人口）を除き、他は国勢調査による。

産業別就業人口は、第3次産業就業者数は増加している一方、農林業などの第1次産業就業者は引き続き減少傾向にある。

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
第1次産業	680人	594人	460人	428人
第2次産業	861	869	943	881
第3次産業	1,585	1,697	1,820	1,931
計	3,126	3,160	3,223	3,240

（注）国勢調査による。第3次産業は分類不能を含む。

3 土地利用

土地利用形態

明日香村における土地利用の現況は、次表のとおりであり、その分布状況は、農地のうち田は平坦部が主で、畑と樹園地は主として低い丘陵地に分布している。林地は、丘陵地及び山地の大部分であり、最も広い地域を占めている。

また、宅地は近鉄飛鳥駅周辺及び村役場周辺において市街化が図られている程度で他は集落形態で分布している。

(単位：ha)

区分	田	畑	樹園地	宅地	山林その他	計
面積	339	60	55	91	1,863	2,408

(注) 田・畑・樹園地は、第47次(平成10年～11年)奈良農林水産統計年報、宅地は、明日香村の固定資産土地課税台帳(平成10年度)による。

土地利用規制

明日香村においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる土地利用規制に加え、歴史的風土の保存を図るため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、明日香村特別措置法、奈良県風致地区条例及び文化財保護法等に基づき厳しい土地利用規制が行われている。

その結果、明日香村内では無秩序な宅地開発等が抑制されてきたこともあり、貴重な歴史的風土を構成する田園風景等が、今日まで良好に保存されてきている。

4 文化財

村内全域にわたり、伝飛鳥板蓋宮跡、飛鳥稻淵宮殿跡等の宮跡、飛鳥寺跡、川原寺跡等の寺跡、石舞台古墳、高松塚古墳等の古墳など重要な歴史的文化的遺産が数多く存在している。

このうち、文化財保護法により、平成12年に指定のキトラ古墳を加え16件が史跡指定されており、そのうち石舞台古墳及び高松塚古墳が特別史跡に指定されている。

建造物としては、重要文化財の於美阿志神社石塔婆及び岡寺書院・仁王門が所在し、美術工芸品として国宝高松塚古墳壁画が、その他国宝、重要文化財の仏像等が飛鳥寺、橘寺、岡寺等にある。

史跡指定地

名 称	面 積	指 定 年 月 日
川 原 寺 跡	73,571 m ²	大 10. 3. 3 (昭 41.6.21 追加指定) (昭 63.3.14 追加指定)
大 官 大 寺 跡	46,642	大 10. 3. 3
牽 牛 子 塚 古 墳	409	大 12. 3. 7
中 尾 山 古 墳	987	昭 2. 4. 8
酒 船 石	57	昭 2. 4. 8
石 舞 台 古 墳	11,680	昭 10. 12. 24 (昭 27.3.29 特別史跡)
定 林 寺 跡	16,644	昭 41. 2. 25 (平 5. 3. 4 追加指定)
飛 鳥 寺 跡	46,200	昭 41. 4. 21
橘 寺 境 内	95,539	昭 41. 4. 21
岩 屋 山 古 墳	1,125	昭 43. 5. 11
伝飛鳥板蓋宮跡	9,309	昭 47. 4. 10 (昭 58.1.12 追加指定) (昭 58.5.19 追加指定) (平 4. 4.21 追加指定)
高 松 塚 古 墳	907	昭 47. 6.17 (昭 48.4.23 特別史跡)
飛 鳥 水 落 遺 跡	1,219	昭 51. 2. 20 (昭 57. 3.23 追加指定)
飛 鳥 稻 淵 宮 殿 跡	7,867	昭 54. 3. 20 (昭 56. 5.16 追加指定)
マ ル コ 山 古 墳	2,735	昭 57. 1. 16
キ ト ラ 古 墳	4,236	平 12. 7. 31

計 16か所 319,127m² (うち特別史跡：2か所 12,587m²)

整備計画

1 整備計画の基本理念

村内全域にわたって存在する「見える」歴史的文化的遺産と「いまは見えない」潜在的な歴史的文化的遺産、及びこれらと一体をなしている森林、河川等の自然的環境や棚田等の田園景観、さらには集落等の人文的景観の総体である明日香村の歴史的風土は、そこに暮らす人々が、生き生きと暮らすことにより初めて成り立ちうるものである。

このため、住民生活の安定向上や、農林業の振興、地域産業の振興等地域の活性化のための施策を幅広く展開する必要があり、今後は、歴史的風土の保存とその利活用が両立できるよう、明日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用する。

また、明日香村における歴史的風土の保存に当たっては、今後ともその主体である地域住民さらには国民の理解協力と参加が必要であることから、各種施策に関する情報の提供・発信を行うとともに、地域住民及び国民が参加できるための施策の展開を図る。

このように、歴史的風土の保存と住民生活の調和を図りつつ、住民が貴重な歴史的風土を有する地域に誇りと自覚を持って、生き生きと暮らせる場として、また、明日香村の歴史的風土を創造的に活用し、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場として、魅力ある『日本のこころのふるさと明日香村』の実現を図る。

2 整備計画の基本的方向

明日香村における生活環境及び産業基盤等の整備に当たっては、上記の基本理念及び社会経済情勢の変化と第1次・第2次計画の実績を踏まえつつ、特に次の点に配慮して整備を進めるものとする。

なお、公共施設等の整備を進めるに当たっては、施設の位置・構造・意匠・形態等が周囲の景観と十分調和するよう配慮する。

(1) 歴史的風土の創造的活用の視点に立った施策の推進

明日香村は、我が国の律令国家体制がアジア周辺諸国との関係の中で形成されてきた時代の政治及び文化の中心的地域であり、村内に多数存在する歴史的文化的遺産は、我が国のみならずアジア全体の当時の歴史にも関連が深いものである。

そこで、これら貴重な歴史的文化的遺産を含む明日香村の歴史的風土を、地域住

民さらに国民の理解協力と参加の下、将来にわたり適切に維持保全を図るとともに、歴史的風土を『学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場』として創造的に活用し、新たな魅力の創出を図るため、必要に応じて国、県、村が連携しつつ事業展開を図る。

また、明日香村にふさわしい集落景観等の創出や、その景観を阻害している要因の改善を図り、日本の心のふるさととしての明日香村の魅力をより一層高める施策の推進を図る。

(2) 農林業の振興のための農林業基盤整備等の充実

明日香村の主要な産業である農業は、他の中山間地域と同様、農業従事者の高齢化及び後継者等担い手不足、耕作放棄地の増大等の問題を抱えており、その振興が地域の活性化や農村集落コミュニティの維持の上で大きな課題となっている。

明日香村の田園及び森林の景観は、歴史的風土の重要な構成要素であり、農林業は、それらを今後とも良好に維持していく上で重要な役割を担っていることを踏まえ、地域の特性に対応した農業基盤整備、農地の利用促進、経営の安定合理化等のための事業や、交流・参加型の事業の推進を図るとともに、林道の整備等林業基盤の整備を図る。

(3) 農商工にわたる総合的な施策の展開

明日香村の歴史的風土の創造的な活用の視点に立った地域産業の振興を図るためには、農商工にわたる総合的な展開を図っていくことが必要である。

このため、明日香村の歴史的風土を活かし、地域特産物の開発・育成及びその加工・販売など、農林業と商工業が連携した地域産業の育成振興を図る。

さらに、滞在型、体験型交流施設の整備を図るとともに、来訪者に憩いの場を提供する飲食提供型産業の育成等により、にぎわいの拠点地区の創出を図る。

(4) 生活環境の整備の推進

明日香村の歴史的風土の保存には、地域住民の理解と協力が不可欠であり、さらに自然的・人文的環境は、そこに暮らす人々が生き生きと暮らすことによって成り立ちうるものである。

平成10年12月に実施した「住民意識調査」においても、約半数の住民が、第1次・第2次計画により生活環境が向上したと感じているが、依然として道路、河川、下水道等生活基盤の整備の必要性を強く感じ、また要望も高い。

このため、住民生活の利便性、快適性の向上を目指し、健康で豊かな日々の生活を送ることができるよう、歴史的風土との調和に配慮し、引き続き道路、河川、下

水道、都市公園、ごみ処理施設等生活基盤の整備を進めるとともに、保健・福祉体制の充実など、安心して暮らせる豊かな生活環境の整備を図る。

また、次代を担う児童・生徒のための学校教育施設の整備及び住民の自主的な生涯学習活動等を支援するための社会教育施設の整備を図る。

(5) 遺跡調査等の推進

明日香村は、村内全域にわたり当時の宮跡、寺跡、古墳及び古事記や万葉集に登場する飛鳥川、甘樫丘など「見える」歴史的文化的遺産が数多く存在している。

また、最近再調査され壁画や星宿図が確認されたキトラ古墳や、富本銭出土の飛鳥池の工房遺跡、飛鳥京跡苑池遺構、酒船石遺跡の亀形石造物など地中に眠る貴重な遺産が相次いで発見されるなど、「いまは見えない」潜在的な遺産が数多く存在していると考えられる。

このため、国、県、村が連携しつつ、発掘調査や遺跡範囲の確認調査を計画的に進めるとともに史跡地の公有化・環境整備を行うなど、歴史的文化的遺産を良好に維持・保存するとともに、その創造的活用を図る。

3 整備内容

(1) 歴史的風土の創造的活用の視点に立った施策の推進

歴史文化施設等の整備

歴史文化学習等の拠点として、飛鳥地方の枢要な遺跡であるキトラ古墳及びその周辺で新たに地区設定され整備が進められる国営飛鳥歴史公園とともに、「万葉集」を中心とした古代文化に関する、遺跡と共存する総合文化施設である「(仮称)万葉ミュージアム」の整備に加え、古代飛鳥の工芸等を体験できる工房や、歴史をたどりながら散策できる歩行者空間の整備を図る。

さらに、観光来訪者等を村内の観光施設や史跡等へ円滑に誘導し、明日香村の歴史文化を理解し親しんでもらえるよう、サイン整備等をはじめ案内・解説機能の充実を図る。併せて、明日香村の観光・歴史情報を村内外に広く発信するための情報ネットワークシステムの構築を図る。

また、明日香村の歴史的文化的遺産の多くはまだ地中に埋もれているものと考えられ、最近においても飛鳥池の工房遺跡、飛鳥京跡苑池遺構、酒船石遺跡の亀形石造物など新たに発見されたところである。これらを含む明日香村の貴重な文化財については、その保存とともに創造的活用の観点から、身近に接し親しめるような環境整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
(仮称)万葉ミュージアム	県	2棟(展示棟、管理・研究棟)	
工 芸 体 験 館	村	工房体験制作施設 1棟	
散 策 路 の 整 備		ウォーキングトレイル5路線 約 2.3km 案内板、解説板、道標 等	
駅 前 環 境 整 備		スロープ、植栽等	
観 光 案 内 板 等 整 備		案内板25基、解説板10基 等	
史 跡 地 環 境 整 備	県・村	村内重要遺跡 等	

周遊・観光に資する道路整備

明日香村への観光来訪者等を円滑に誘導するため、村内外への主要な流出入路となっている、広域連絡幹線道路の県道桜井明日香吉野線、多武峯見瀬線における幅員狭隘区間等を改良し、広域観光道路ネットワークの形成を図る。

また、村内に散在する歴史的文化的遺産や国営飛鳥歴史公園、万葉ミュージアムなどの「学び、体験し、実感できる歴史文化学習」の拠点等を結び、それらを円滑に周遊できるよう、域内の道路、周遊歩道、自転車道の整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
都 市 計 画 道 路	県	1路線 約 0.4km	
	村	1路線 約 0.6km	特定事業
県 道	県	4路線 約 3.4km	
村 道	村	3路線 約 2.1km	2路線特定事業
周 遊 歩 道		3ルート約2.8km ポケットパーク 1か所	特定事業
飛鳥周辺自歩道	県	1.2km	
飛鳥葛城自転車道		1.7km	

(注) 特定事業：明日香村特別措置法第5条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。

景観の創出等

ア 集落景観の創出

明日香村の集落景観は、その歴史的風土を構成する重要な要素であり、特に岡地区及び飛鳥地区については、明日香村らしい街並み景観を形成している。

これら伝統的な街並みを保ちながら地域の生活環境及び観光面での魅力の向上を図るため、集落内の道路の高品質舗装や電線類の地中化などにより歴史的

風土と調和のとれた集落景観の創出を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
集 落 環 境 整 備	村	岡地区 電線類地中化、高品質舗装等	特定事業
街 な み 環 境 整 備		飛鳥地区 電線類地中化、高品質舗装 ポケットパーク、水路整備等	

イ 景観阻害要因の改善

村内の既存の施設や住民が生活を営む中で生み出されてきた建物・工作物等の中には、その存在が明日香村にふさわしい優れた景観を阻害する要因となってきたものもある。

明日香村の歴史的風土をより一層魅力あるものとし、住むことに誇りが持てる村づくりが行われるよう、住民生活との関連も考慮しつつ、これらの修景・移転など、景観阻害要因の改善に向けた取り組みを住民の協力・参加のもとに進める。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
電 線 類 地 中 化	県	7路線 約 3.4km	

ウ 河川の環境整備

飛鳥川は、万葉集にも多くうたわれるなど、古くから日本人の心のふるさととして人々に親しまれており、明日香村の生活・文化ならびにその歴史的風土の形成に大きな役割を果たしている。

このため、歴史的風土、とりわけ自然環境等との調和に配慮しつつ、瀬、淵など多様な河川形状を創出し、豊かな自然にふれあい、水と親しむことができる歴史文化学習の場として、明日香村にふさわしい飛鳥川の水辺環境の整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
河 川	県	飛鳥川 環境整備 4 地区 河川改修 約 4.4km	

(2) 農林業の振興のための農林業基盤整備等の充実

農 業

明日香村は、棚田に代表されるいわゆる中山間地域とそこから平野に移行する

地域が複雑に入り組み広がっているため、地域の特性に対応した農業基盤整備を図る必要がある。

このため、比較的緩やかな水田地帯においては、歴史的風土との調和に配慮しつつ、ほ場整備事業の推進を図るとともに、中山間地域においては棚田の特徴を生かし、総合整備事業等により、ほ場整備、農道、水路等きめ細かな整備の推進を図る。

また、農地の流動化、農作業の受委託等により農地の利用を促進し、経営規模の拡大を図るとともに、経営安定合理化等のための事業の推進により合理化・省力化を図り、担い手の育成に努める。

さらに、農地の維持保全を図るため、遊休農地等の活用による観光と結びついた農業の新たな展開に向け、農村体験宿泊施設や農村公園など、参加・交流型の事業を推進できる施設の整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考	
県 営 ほ 場 整 備	県	上平田地区、阿部山地区 約52ha		
中山間地域総合整備	村	豊浦地区ほか6地区 対象面積 約42.0ha ほ場整備 約 32.0ha 農業排水路整備 約 4.0km 農道整備 約 2.7km 暗渠排水整備 約 4.0km 農地防災整備 2か所 景観拠点整備 4か所	} 特定事業	
基盤整備促進		八約・東山地区 ほ場整備 約6.3ha		特定事業
棚田保全		農道 約0.6km、農業用水路 約0.8km		
ため池整備		阿部山地区 提体工、余水吐工 等		特定事業
総合交流拠点施設		総合交流拠点施設 2か所 (体験宿泊交流施設、地域食材供給施設)		特定事業
産地形成促進施設		体験農園整備 2か所 農産物直売施設 1棟 特産品加工施設 1棟		特定事業
農 村 公 園	県	稲淵地区 農村公園整備 水路工 約0.2km		
米・麦・大豆工房	村	育苗施設 1棟 穀類乾燥調整施設 1棟 農業機械購入		
高品質堆肥製造施設		堆肥舎 1棟	特定事業	

林業

明日香村の総面積の56%を占める森林は、そのほとんどが民有林であり、人工林率が91%を占めている。この人工林は市場化されるまで相当の期間を必要とするものが多く、また、その大部分が手入れの必要な時期にあるため、森林の整備及び林道の開設等林業基盤の整備を図る。

また、森林の一部は台風（平成10年台風7号）により相当の被害を受けており、速やかにその復旧を図る。

さらに、森林資源を活用した交流・体験型の施設の整備を図る。

区 分	事業主体	事業量	備考
林 道	村	2路線開設 約3.5km	特定事業
森 林 整 備	村等	再造林 約5ha、保育 約180ha 作業路 6路線 約5.5km	
復 旧 治 山	県	山腹復旧 約0.2ha	
森 林 活 用 施 設	村	木材加工流通施設 1棟	

(3) 農商工にわたる総合的な施策の展開

農商工一体となった地域産業の振興を図るため、農作物の明日香ブランド化を推進し、それらを利用した加工品など地域特産品の製造・販売施設の整備を図るとともに、農業を媒介とした滞在型施設や農産物や森林資源の加工体験施設の整備を図る。

また、石舞台から万葉ミュージアムに至るエリアを、住民生活と調和をとりつつ、観光来訪者等が行き交い憩うにぎわいの拠点地区として、工芸品の制作・販売や飲食等の提供を行う施設の整備を進め、観光のみならず農林業と商工業が連携した地域産業の振興を図る。

区 分	事業主体	事業量	備考
産地形成促進施設	村	体験農園整備 2か所 農産物直売施設 1棟 特産品加工施設 1棟	【再掲】
米・麦・大豆工房		育苗施設 1棟 穀類乾燥調整施設 1棟 農業機械購入	【再掲】
高品質堆肥製造施設		堆肥舎 1棟	【再掲】
森 林 活 用 施 設		木材加工流通施設 1棟	【再掲】
工 芸 体 験 館		工房体験制作施設 1棟	【再掲】
総合交流拠点施設		総合交流拠点施設 2か所 (体験宿泊交流施設、地域食材供給施設)	【再掲】

(4) 生活環境の整備の推進

生活基盤の整備

ア 道路の整備

住民生活の利便の向上と交通安全の確保を図るため、広域連絡幹線道路と地域内の幹線道路との一体的な整備を図るとともに、地域内生活道路として、村道等の整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
都市計画道路	県	1路線 約 0.4km	【再掲】
	村	1路線 約 0.6km	【再掲】
県 道	県	4路線 約 3.4km	【再掲】
村 道	村	6路線 約 3.8km	4路線特定事業 【3路線再掲】

イ 河川の整備

住民の生命・財産を洪水から守るため、明日香村の歴史的風土、とりわけ自然環境等との調和に充分配慮しつつ、明日香村にふさわしい河川の改修を促進し、治水安全度の向上を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
河 川	県	3河川 河川改修 約 0.4km	
		飛鳥川 河川改修 約 4.4km	【再掲】

ウ 下水道等の整備

公衆衛生の向上、河川等の水質汚濁防止を図るため、引き続き市街化区域では公共下水道、市街化調整区域では特定環境保全公共下水道の整備を進め、併せて、下水道予定処理区域外の農業振興地域での農業集落排水の整備や山間地域での合併処理浄化槽の設置により、村内全集落における下水道等の普及促進を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
公共下水道	村	約 99ha	特定事業
特定環境保全公共下水道		約 198ha	特定事業
農業集落排水		30戸対象（栢森地区）	特定事業
合併処理浄化槽設置		45世帯（4地区）	

エ 住環境の整備

明日香村の優れた集落景観を有している檜前、岡、飛鳥等の集落については、住民の理解と協力の下、建築物の新築改築等に際して、その街並み、家並みと周囲の景観との調和が図られることに配慮するとともに、岡、飛鳥の集落内において、道路の高品質舗装や電線類の地中化など住環境の整備を図る。

また、集落景観を構成する住宅等の意匠、形態等は、歴史的風土の保存上重要な要素であることから、歴史的風土と調和のとれた住宅等の新築、増築、改築について引き続き助成を講ずるとともに、住民の相談に応じられるよう専門的な技術者を配置する。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
集 落 環 境 整 備	村	岡地区 電線類地中化、高品質舗装等	【再掲】
街 な み 環 境 整 備		飛鳥地区 電線類地中化、高品質舗装 ポケットパーク、水路整備等	【再掲】

オ 都市公園の整備

住民がスポーツに親しみ、楽しく健康づくりができるとともに、コミュニティ活動の場としての利用増進を図る拠点として、多目的グラウンドを備えた公園の整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
近 隣 公 園	村	1か所	特定事業

カ 消防施設等の整備

住民の生命、財産及び歴史的風土を構成する集落、文化財、山林等を火災等による消失や損壊から守るため、広域消防組合と連携を図りながら、消防団の消防設備の充実を図るとともに、景観に配慮した防火水槽の整備を引き続き進める。

また、災害に強いまちづくりの実現のため、地域防災活動の拠点施設の整備を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
消 防 施 設	村	消防ポンプ車 1台	
防 火 水 槽		13基	
防 災 拠 点 施 設		3地区	

厚生施設の整備等

ア 福祉施策の推進

住民の高い要望に応え、健康づくり・福祉・生きがい対策など保健福祉の拠点となる総合施設として、明日香村健康福祉センター「たちばな」が平成9年に開館し、健康診査や相談など高齢化対策や生活習慣病予防の観点から、保健・予防活動や、ねたきり老人等への福祉活動を推進している。

今後も、介護保険制度の積極的な推進など各種ソフト施策の充実を図りながら、「たちばな」を拠点とした地域社会と一体となった地域福祉活動を進める。

イ 保健衛生施設の整備

明日香村のごみ処理施設は築後25年以上が経過し老朽化が著しく、新たな施設整備が緊急の課題となっている。

このため、住民の快適な生活環境の確保及び自然環境を守るため、排出ガス、特にダイオキシン類の発生を抑制する焼却装置を備えたごみ焼却施設の整備を図る。

併せて、資源の有効な再利用を図るため、ストックヤードの整備を図る。

また、観光ごみ持ち帰り運動や分別収集の徹底化等、ごみ処理対策を推進する。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
ご み 処 理 施 設	村	ごみ焼却施設 7t/日	特定事業
		ストックヤード 1,000 m ²	

教育施設の整備

ア 学校教育施設の整備

明日香村の次代を担う児童・生徒に対し、個性と創造性を尊重した教育を実施するため、教育環境の充実は不可欠であり、老朽化が進む小・中学校の校舎及び屋内運動場を歴史的風土との調和に配慮しつつ、改修を行うとともに安全確保のための耐震補強を図る。

また、教育の情報化を推進するため、中学校の教育用コンピュータ等の充実を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
小 学 校 校 舎	村	大規模改修（耐震・老朽改修）1校	特定事業
小学校屋内運動場		大規模改修（耐震・老朽改修）1校	特定事業
中 学 校 校 舎		大規模改修（耐震・老朽改修）1校	特定事業
中学校屋内運動場		大規模改修（耐震・老朽改修）1校	特定事業

イ 社会教育施設の整備

住民の生きがいや学習意欲に応えるため、学習機会や学習情報の提供及び自発的な学習活動を援助する生涯学習の中核施設として、老朽化した中央公民館の改修を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
中 央 公 民 館	村	大規模改修	

(5) 遺跡調査等の推進

明日香村における埋蔵文化財の所在、分布状況を把握し、明日香村の貴重な歴史的文化的遺産を長期的な視点で適切に保全するため、計画的な発掘調査、遺跡範囲確認調査を進めるとともに、そのための体制づくりを図る。

また、遺跡範囲確認調査に基づき、重要な歴史的文化的遺産については史跡指定及び公有化を進めるとともに、その文化財の創造的活用の観点から、必要な環境整備を図る。

さらに、歴史的風土の保存上必要となる土地については、買い入れを行うとともに、買い入れた土地については、維持保全と利活用に向けた適正な管理等を図る。

区 分	事業主体	事 業 量	備 考
遺跡範囲確認調査	県・村	村内重要遺跡 等	
史跡地買収		村内重要遺跡 等	
史跡地環境整備		村内重要遺跡 等	【再掲】
土地買入及び管理	県	-	申し出に基づく買入

計画達成のための留意事項

- 1 この計画に基づく諸施設の整備に当たっては、歴史的風土との調和及び地下遺構の保存に十分配慮し、他の地域との広域的な連携にも配慮しつつ、その整備を図るものとする。
- 2 この計画の実施に当たっては、今後の社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じて適切に対応するため、弾力的に運用するものとする。
- 3 この計画の目標を達成するためには、国及び関係地方公共団体等の定める諸計画に基づく事業の実施と密接な連携を図るものとする。

計画達成のための推進体制

明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の安定向上という二つの課題を、調和をとりつつ達成していくためには、有機的連携の下に総合的かつ効率的な行政施策の展開が必要である。

このため、この計画が円滑に達成されるよう、事業主体間の連携の確保並びに推進及びフォローアップ体制を充実し、計画達成へ向け努力するものとする。

